

一般社団法人鳥取県中部建設業協会 会長 殿

倉吉労働基準監督署長 印

建設業における労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

平素から労働基準行政の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、鳥取労働局管内の建設業における労働災害防止については、平成 25 年度を初年度とする第 12 次労働災害防止計画において、休業 4 日以上之死傷災害の 15% 減少を図ることを目標に各種の取組みを推進しているところですが、本年 1 月、5 月には死亡災害が発生しており、鳥取労働局管内における建設業の死傷者数は、平成 29 年 5 月末現在で 45 人に上り、前年同期の 18 人と比較して 27 人、150% 増加しており、中でも墜落・転落災害の死傷者数は 23 人に及び、前年同期に比べて 20 人増加しました。

また、倉吉労働基準監督署管内では、平成 29 年 5 月末現在で、建設業の死傷者数は 13 人で前年同期の 4 人と比較して 9 人、225% も増加しており、その中でも昨年同期には 0 人であった事故の型「墜落・転落災害」で、6 人が被災していることが大きな特徴となっています。

さらに、今月中旬には建設業で一度に 3 人が被災する重大災害も発生するなど憂慮すべき事態となっています。

これら死傷災害の増加の背景には、安全な施工計画が策定されていないことや、現場での基本的な災害防止措置が実施されていないなどの要因が考えられ、現場全体の「安全に対する意識」や「安全管理能力」の低下が懸念されるところであり、鳥取労働局及び倉吉労働基準監督署としましては、建設工事現場への監督指導を強化することとしています。

このような状況を受け、鳥取労働局では、平成 29 年 6 月 26 日付けで県内の建設業関係団体に対し、別紙対策の取組みによる労働災害防止対策の徹底について緊急要請を行ったところですが、当署管内の状況から、当署としても、労働災害防止のため取組みを徹底するよう重ねて要請することといたしました。

つきましては、貴協会及び貴協会傘下の会員におかれては、日頃より、労働災害防止のための活動に積極的に取り組んでいただいているところですが、なお一層の取組みを行っていただきますよう要請いたします。

元方事業者、施工事業者が実施すべき事項

経営トップまたは事業場トップの職場パトロール等を実施し、労働災害防止の徹底について労働者に呼び掛けること。

元方事業者による安全衛生管理と関係請負人に対する指導を徹底すること。

小規模な工事現場においても安全な作業計画を策定し、労働者へ周知するとともに、管理者が履行状況を確認すること。

朝礼時等、全労働者の集まる機会をとらえ労働災害が増加していることの周知・徹底を図ること。

安全衛生管理体制の整備、見直しを図り、職場巡視、危険予知、ヒヤリハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化を図ること。

危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討等、リスクアセスメント等の実施を徹底すること。

なお、厚生労働省が作成している「職場のあんぜんサイト」に、建設業の作業別のリスクアセスメントの実施支援システム（http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/kensetu_index.html）が掲載されているので、積極的に活用すること。

足場からの墜落防止措置や手すり先行工法等「より安全な措置」を実施すること。

足場の設置が困難な状況にあるときは、安全帯の使用の徹底を図るとともに高所作業中の墜落・転落防止措置、飛来・落下防止措置の徹底を図ること。

クレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等（以下「建設機械等」という。）の検査、点検整備及び安全な作業方法の徹底を図ること。

労働者と建設機械等との接触防止を図るために、誘導員を配置すること。

作業マニュアルの見直し等を行い安全作業の徹底を図ること。

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を推進し、熱中症予防対策の徹底を図ること。

職長、安全衛生責任者及び労働者に対する安全教育の徹底を図ること。

危険作業従事者に対する安全教育の実施や能力向上教育の実施を行うこと。